

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年3月30日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	小松崎	文	嘉	
同	麻	生	紀	雄

3千総総第1300号

令和4年3月22日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄
様

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年度監査報告第1号、令和2年度監査報告第10号及び令和3年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計について改善すべき事項</p> <p>ア 千葉県歩行空間整備マニュアルと千葉県道路施設標準図の整合を図るべきもの [建設局]</p> <p>(ア) 事案 透水性の視覚障害者誘導用ブロックを設置する工事において、仕様に違いが生じていた。</p> <p>(イ) 問題点 千葉県歩行空間整備マニュアルによると、透水性の平板ブロックやインターロッキングブロックを使用する場合、雨水の浸透による砂の流出により、不陸が生じることを防止するため、透水シートを敷設することとしている。 一方で、千葉県道路施設標準図の視覚障害者誘導用ブロック断面図では、透水性ブロックを使用することとしているが、透水シートに関する記述がなく、仕様に違いがあった。</p> <p>(ウ) 指摘 仕様に違いが生じないように、千葉県歩行空間整備マニュアルと千葉県道路施設標準図の整合を図られたい。</p>	<p>千葉県歩行空間整備マニュアルと千葉県道路施設標準図の仕様の違いについては、令和3年12月9日付けで千葉県道路施設標準図を改正し、整合を図るとともに、土木管理課長から関係各所属長に対し改正について通知し、所属職員への周知を図った。</p>
<p>(2) 施行について改善すべき事項</p> <p>ア 作業員が洗身するための設備を設けるべきもの [建設局：下水道施設塗装工事（草野雨水1号幹線2-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点 水路の保全のため、鋼矢板の塗装塗替えを実施する工事において、既存塗料に人体の健康に影響を及ぼす鉛が含まれていた。既存塗料のかき落とし作業においては、周囲に鉛が飛散しないよう作業場所に囲いを施していた</p>	<p>鉛中毒予防規則に基づく作業員の洗身のための設備については、令和3年12月1日に建設局長から関係各所属長に対し、鉛中毒予防規則及び関連する各種通知を遵守するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、同様の塗装塗替工事を行う場合、作業員が洗身す</p>

<p>が、鉛中毒予防規則に基づく作業員の洗身のための設備が設けられていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>粉状の鉛等を扱う作業においては、作業員が洗身するための設備を設けられたい。</p>	<p>るための設備を設けるよう特記仕様書に明示することを徹底した。</p>
<p>(2) 施行について改善すべき事項</p> <p>イ 作業主任者の確認を確実に行うべきもの</p> <p>[建設局：下水道施設改良工事（新港2-1）下水道施設改良工事（北大宮台2-1）下水道施設塗装工事（草野雨水1号幹線2-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、労働安全衛生法に基づき、必要な資格を持った作業主任者を選任しなければならない作業を行っていたが、施工計画書等に作業主任者の選任に関する記述がなく、工事着手前に行うべき作業主任者の適合性の確認がされていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>作業主任者の確認については確実に行われたい。</p>	<p>作業主任者の適合性の確認については、令和3年12月1日に建設局長から関係各所属長に対し、確実に確認するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>当該工事の担当課においては、工事着手前に作業ごとに指定された免許または技能講習終了証により作業主任者の適合性を確認することを徹底した。</p>